

第 351 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 5 月 20 日（土曜日） 10：00～

報告者：梅林 勲（元住友商事、四天王寺大学非常勤講師）

テーマ：音楽ビジネスと著作権及びその権利処理

報告者コメント：昨年「映像、音楽ビジネス等の著作権及び権利処理(含む二次利用、権利の集中化・管理)」として、執筆中の論文について発表しましたが、テーマが予想に反して大きすぎ序文の部分を話だけで時間がなくなりました。また、論文も二回に分けて書くことになってしまいました。

つきまして論点を絞り JASRAC を中心とした音楽ビジネスと著作権及びその権利処理について話をしたいと思います。

当初映像ビジネスについて話そうと思いましたが、最近 JASRAC がまた物議を醸す話題を提供していますので、こちらに切り替えました。なお、数年前音楽ビジネスの歴史について話しましたが、これはその続編という事で、JASRAC を中心とする著作権管理について詳しく説明し、その上で 7 年を超えた JASRAC の独禁法違反事件と今後の課題について述べたいと思います。

報告概要：

I. 音楽の利用に係わる権利の処理

1. 楽曲・JASRAC を中心に

JASRAC はブラケット方式（収入）、サンプル方式（権利者への分配）による。
作詞・作曲者の著作権を管理

2. 著作権情報集中処理機構

2009 年 3 月設立。ネット配信の利用状況を管理するシステム “Fluzo”

3. レコード製作者

日本レコード協会と通じた管理（NHK・民放各社と契約）

4. アーティスト（歌手）と日本芸能実演家団体協議会（芸団協）

実演の録音音源について芸団協が管理
二次利用

II. 音楽ビジネスの新しい動き（JASRAC と独禁法を中心に）

1. JASRAC と独禁法

公取審決平成 21・2・27

公取審決平成 24・6・12

東京高判平成 25・11・1 裁判所ウェブサイト掲載判例

最三小判平成 27・4・28 裁判所ウェブサイト掲載判例

2. 著作権等管理事業法施行後の新規参入の状況

2001 年著作権管理事業法の施行

3. 当該審決における本件事件の争点

4. 放送等に利用許諾分野において他の管理事業者の事情活動を排除しているか

5. 本件事件を踏まえた今後の音楽著作権管理事業の競争促進についての課題の検討

以 上